

第 614 回琵琶湖海区漁業調整委員会 会議要録

1. 日 時 令和 8 年 9 月 2 日（水） 13 時 55 分～15 時 30 分
2. 場 所 滋賀県庁本館 4 A 会議室
3. 出 席 委 員 谷口孝男 佐野高典 宮崎多恵子 河島順二
森善則 光永靖 小島俊明 松井弥惣治 浦谷一孝
富田敏則
4. 事 務 局 職 員 牧野事務局長 佐野主任書記 関書記 橋本書記
國本書記
5. 説 明 員 酒井課長 杉本主席参事 上垣課長補佐
吉岡課長補佐 佐野主幹（兼務） 三枝水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 谷 口 孝 男 印

署名委員 宮 崎 多恵子 印

署名委員 河 島 順 二 印

議 事 の 経 過 概 要

開会宣告 13 時 55 分開会

牧野事務局長 定刻より少し早いですが、皆さまお揃いですので、ただ今から、第 614 回琵琶湖海区漁業調整委員会を開催します。

本日の司会を務めます本委員会事務局長の牧野です。よろしくお願い致します。

本日は、委員の皆様全員が出席されています。従いまして定員 10 名の過半数に御出席いただき、漁業法第 145 条第 1 項の規定により、本委員会は成立していることを御報告します。

それでは議事に移ります。

委員会会議規則第 5 条の規定により、議事の進行を会長にお願いいたします。

会長、よろしくお願い致します。

谷口会長 それではただいまから第 614 回琵琶湖海区漁業調整委員会の議事に入ります。

本日の議事録署名人は、宮崎委員、河島委員にお願い致します。

それでは、議事に入ります。諮問事項ア「漁業の許可の制限措置の内容等について」、水産課から説明をお願いします。なお、複数の許可が諮問されますが、一括して説明をお願いし、その後まとめて質問をお受けするというように進めたいと思います。

(1) 諮問事項

ア) 漁業の許可の制限措置の内容等について
水産課 佐野主幹

谷口会長 ありがとうございます。ただ今の説明に対し、御意見、御質問がありましたら、御発言をお願いします。

佐野委員 刺網漁業について、定数が 550 隻（者）で来ていたところ、今回は希望調査の結果が 293 隻（者）、新規就業者が 2 隻ずつ許可を取ると仮定した 40 隻（者）を加えて、定数を 340 隻（者）以下にするということですが、一気に 210 隻（者）も減らすことは、実態に合わせたものと認識していいのですか。定数を減らすメリットや要因について教えてほしいです。

もう一つ、あゆ沖すくい網漁業について、操業している漁師の声を聞いていると、許可上の操業期間は6月1日から7月30日でやむを得ないものの、特別採捕という形で試験的にでも、もう1週間でも操業期間を伸ばすといった配慮はできないものかと思います。

佐野主幹

まず刺網漁業に関してですが、これまで定数550隻（者）に対して許可数が350隻（者）程度ということで、空き枠が非常に多いという実態がありました。許可漁業は定数の範囲内で許可するものがありますが、あまりにも許可の定数と実数が乖離しているのは好ましくないと考えられます。これは環境や状況の変化によって希望者が殺到する事態が生じたときにブレーキがかけられないためです。空き枠が200隻（者）あったときに、200隻（者）が一斉に許可申請をして琵琶湖で刺網漁業の船が200隻急増するという事態が生じると漁業調整上の混乱が生じます。このようなことから、定数というのは、現状を激変させないような数を定めるべきものと考えています。

本県の漁業の場合は、新規就業者に来てほしいという一面もありますので、あまり少ない定数もどうかとは思いますが、本来の許可の趣旨から、定数に余裕がありすぎるのはよろしくないだろうと考えます。まとめますと、操業者の急増を防ぐことのできる、実態に合わせた適正な定数を定めるということです。

続いて、あゆ沖すくい網漁業に関してです。この漁業は操業時期が6月と7月だけと非常に限られています。沖すくい網漁業を行う漁業者から、最近ではマキができるのが早くなっている、あるいは需要が前倒しになっている、何とか5月からあゆ沖すくい網漁業ができないのかとの要望を聞いたことがあります。

一方で、同じ数あるいはそれ以上の漁業者の方々、刺網漁業などを行っている漁業者の方々から、あゆ沖すくい網漁業のアユが市場に出回るタイミングで魚価が低下してしまうといった声を聞いている。あゆ沖すくい網漁業の開始時期が前倒しになることがないようにとの趣旨の御相談をいただいています。

このような状況を鑑みると、操業時期の前倒しを検討するのは、現状では時期尚早かなと考えています。ただし、そのような御意見があることも承知しておりますので、引き続き市場の状況などを勘案しながら、漁業者の声を聞くなどして、今後どのようにしていくべきかについて情報収集して検討したいと思っています。

特別採捕許可でというお話もありましたが、特別採捕許可で対応

することは、営利を目的とした漁業においては難しいかなと思います。将来的に操業時期を前倒ししたときの影響を把握するために特別採捕許可を出すということは考えられなくはないですが、現時点ではこれも難しいと考えられます。今後の検討課題にさせていただきたいと思うところです。

佐野委員

アユは他の漁業でも漁獲されますので、今後検討をしていただければと思います。

刺網漁業はこれまで 550 隻（人）の定数があって、200 隻（人）ほど余っていたものを実態に合わすということはよく理解できましたが、もう少し余裕があった方がいいのではないかと思います。ちょっと窮屈ではないですか。

佐野主幹

希望調査の結果に漁協未加入者の許可取得者を考慮すると、今回 299 隻（人）の申請が出てくることを見込んでいます。定める定数は 340 隻（人）ですので、水産課からすれば、結構余裕があるものと思っています。

近年は漁業を引退された方に対して許可を速やかに返納することを呼び掛けており、許可期間中であっても許可が返納されることが増えています。今後 5 年間のうちに、新たに許可取得を希望される方がいるだろう一方で、許可を返納される方も一定いると予想され、そのようなことも考慮すると、やはり 40 隻（人）は余裕がある空き枠ではないかと考えています。

谷口会長

他に御質問ございますか。

それでは、ただいま説明のありました「漁業の許可の制限措置の内容等ついて」は、異議なしとして答申することとします。

なお、答申の文案につきましては、事務局に一任することとします。

続きまして協議事項「ビワマス遊漁に係る承認制度について」、事務局から説明をお願いします。

（２）協議事項

ア）ビワマス遊漁に係る承認制度について

事務局 関書記

谷口会長

ありがとうございました。ただ今の説明に対し、御意見、御質問

がありましたら、御発言を願います。

河島委員 前回の委員会で提案した内容が反映されていないように思います。

関書記 河島委員に御提案いただきました内容については、さらに次のシーズン、令和9-10シーズンに導入できないか検討を進めていく予定です。

河島委員 次シーズンには間に合わないということですか。

関書記 そうです。現時点では、どのような資源量・採捕量のときに、どのくらいの幅をもって承認数を決めていけばいいのか、明確に示せないためです。

佐野委員 遊漁船業者に関して、「廃業する遊漁船業者のもとで業務主任者として従事していた者が承認を引き継ぐための条件を追加」とありますが、廃業する遊漁船業者はどれくらいあるのですか。

関書記 今ビワマス承認を受けている遊漁船業者の中で廃業を検討している業者は1、2件あります。このような業者において、従事者は職を失ってしまうということで、今回新たに条件を追加させていただくものです。

河島委員 改めて言いますが、1,171件の下一桁の1という数字は、外部の人から見たときに非常に怪しく見えます。私もかつてそう思っていました。せめてこの1を切り捨てることはできないのですか。

関書記 そのことについても、令和9-10シーズンでの導入を検討させていただきます。

今回は、令和7-8シーズンと資源量が変わらず、漁業許可数も変わらない中で、前期と同じにするという考え方に基づいて、今回は1,171件にさせていただきたいと思っています。

谷口会長 技術屋らしく、データにこだわって出した数字ということですね。確かに河島委員がおっしゃる方が収まりはいいと思います。

森委員 令和6-7シーズンの遊漁による採捕量は12.3トンですが、これはどれくらい正確なものですか。あらわしが走りまわっているわけでもなく、陸上で待ち受けているわけでもありません。想像的なものだとは思えません。

関書記 採捕量については、遊漁者から報告された尾数に平均体重をかけて重量換算したものです。

森委員 報告であれば自由気ままです。10尾持って帰っても3尾だと報告すれば、ああそうですかということになります。湖上で取締を見たことはありません。取締まるぞ、しっかり報告しろよとの姿を見せない限り、遊漁者の好き勝手になってしまいます。1,171件についても、前年をそのまま引き継ぎますと言っているのと同じで、およそ科学的な数字とは思えません。現状では、一人当たりこれだけの採捕量があったので、これだけの人数で、資源的にかつかつになりますという数字は出せないのではないですか。

酒井課長 森委員が仰ることは、採捕尾数は自己申告であり正確な数字なのかとの御指摘かと思います。確かにこの採捕量は、承認を受けた各遊漁者から、シーズン終了後に報告していただいた採捕尾数に水産試験場が調査したビワマスの平均体重をかけて重量換算したものです。数字の確からしさは我々も評価するものはありませんが、ただ、取締にも出ておまして、1人当たり5尾の採捕制限も確認しながら、違反があれば取締まることをやっています。水産課の取締の経過なども、委員会の場で御報告させていただいた方が良くと今感じましたので、次回以降ビワマスの承認制度を御検討いただくときには、遊漁の実態を示すものとして、取締の結果についても御報告できるように準備したいと思います。

佐野主任書記 水産課ではビワマス遊漁の取締に関して精力的に行っている認識でございまして、シーズン中は集中的に湖上に出ています。毎年多くの違反者を取締り、承認旗を返却させています。例えば令和7-8シーズンには、約10名の違反者を捕まえ、その場で承認旗を返却させています。それなりの強度で取締できていると思っています。

よく漁業者の方から、承認旗なしで釣っている遊漁者がいると通報をいただくのですが、現場に行くと当該船を呼び寄せると、見え

にくい場所に旗が付いていたり、船内に持っていたりしていることが多く、旗を持たずに釣りをしている遊漁者は、漁業者が思うより少ないのかなと思っています。

一方で、我々がよく捕まえるのは、他人の承認旗を借りて釣りをしている者です。申請時に提出された顔写真と釣りをしている人物を照合して、本人ではないことが疑われる場合は船を寄せて本人確認をして、本人ではない場合は旗を返却させるということを徹底しています。

もっと取締を頑張っていきたいと思いますが、現状においてできる範囲のことを行っている状況です。

森委員

申請者に対して、今シーズンはこれだけの違反があった、このようなことが継続されるなら許可数を減らすぞと、最終的には許可しないぞというくらいの態度を示すべきではないですか。

関書記

今シーズンまでは他人に旗を貸すなどの違反が確認されたときには、次シーズンの申請を受け付けない対応をとってきましたが、来シーズンからは次回以降の一切の申請を受け付けないという形でできれば対応できればと事務局は考えています。全体として違反の状況が悪い方に向かっているということであれば、さらなる対応を考えていく必要があるかと考えています。

谷口会長

ビワマスを取り巻く状況は悩ましい状況ですが、今後は水産課から琵琶湖の状態などを報告していただき、漁業者の感覚とすり合わせるなどして調整していくことが重要かと思います。

説明のありましたこの件につきまして、河島委員の御提案については次年度対応するとして、基本的に事務局案のとおりでよろしいでしょうか。

事務局、これはこの後どのように進めていくのでしたか。

関書記

配布資料に、公報に登載する委員会指示の文案があります。基本的にはこれまでと同じですが、先ほど説明しました変更点につきましては盛り込んであります。

また、別に定める項目については、申請方法や抽選方法などについて、より具体的に定めたもので、委員会指示に付随するものです。

御協議の結果、この内容で問題ないということであれば、この内容で委員会指示を公報に登載したいと思います。

谷口会長 ということで、資料のとおり委員会指示を発出するという
ことでよろしいでしょうか。

光永委員 委員会指示の、①プレジャーボート承認者 インターネットによ
る報告のところで、消印有効と書かれており、間違いかと思いま
す。

関書記 御指摘ありがとうございます。当該箇所については削除しま
す。

光永委員 旗は郵送で返却するのでしょうか。

関書記 手数料を今シーズンから徴収していることに加えて、旗に R7-8
のように年が明記されており、そのシーズンだけのものとなっ
ていますので、返却不要としています。来シーズンについても同
様の対応としたいと考えています。

谷口会長 皆様よろしいでしょうか。それではこの内容で委員会指示を発
出することとします。

それではアユ資源の状況について、水産試験場から説明をお願
いします。

(3) 報告事項

ア) アユ資源の状況について

水産試験場 三枝場長

谷口会長 ありがとうございました。ただ今の説明に対し、何か御意見、御
質問がありましたら、御発言をお願いします。

森委員 犬上川の河口のカワウのコロニーについて、水産試験場のすぐ
近くにありますが、どうするつもりですか。

三枝場長 委員御心配のとおり、犬上川河口のカワウコロニーが近年肥大
化しており、非常にたくさんのカワウがいることは確認してい
ます。県では、環境部局の方で、カワウの駆除を進めています。
非常に心配する声が届いておりますし、水産試験場の目の前にあ
るのに黙って指をくわえてみているのかとの御意見かと思いま
すので、しかるべきところに情報提供をして、適切な羽数にカ
ワウ個体数を抑え込

めるように、県庁の各部局が協力をしながら取り組んでいきたいと考えています。

谷口会長

連携はされているのですか。

三枝場長

カワウの個体数調整については環境部局が受け持っておりまして、一方で水産課は、カワウが飛んできて餌を食べる、いわゆる飛来地において、主には河川の漁協が追い払いや糸張りをするのに対して補助を行っています。このように手分けをして取り組んでいる状況です。

森委員

タブノキが非常に大事だということで木が残された場所でしたが、結果としてカワウのコロニーになってしまいました。風向きによっては悪臭が漂ってきます。

三枝場長

大事にされているタブノキが、かつて竹生島であったように、カワウの糞で木が枯れるというようなこともあります。木が枯れるとか悪臭・騒音などの生活環境被害については、水産業振興のための取組と言うよりは、環境部局での取組に期待したいところです。環境部局としっかりと情報共有しながら、カワウ対策を進めていきたいと思っています。

谷口会長

強い意見を伝えてください。
他に何かございますか。

佐野委員

8月の魚群数については好材料だと思いますが、肝心の河川に水がありません。第2次調査までにはおそらく雨は降るだろうとのことですが、河口でアユが産卵しようと待っていると思います。少し雨が降りましたが、第2次調査までは状況は分かりませんか。

三枝場長

御心配されているとおり滋賀県の雨量は少なく、少し降った程度では再び瀬切れすると考えられます。不幸中の幸いで、第1次調査でたくさん産卵があれば、干からびて無駄になってしまった可能性もあったかと思いますが、この時点では産卵が確認されず、琵琶湖に卵を持った親が残っているはずで、今度の雨で遡上してしっかり産卵するか、これを見ていきたいと思っています。

佐野委員 河川環境がすごく変わってきており、大雨が降ると砂利が流れて行ってしまいます。昨年の和邇川でも真っ黒になるほど親アユが遡上していましたが、卵を産み付ける砂利がありませんでした。結局、遡上しても卵は産まないということでした。真野川でも、遡上量はそれほど多くないですが、梅雨の大雨で砂利が流れて、とてもアユが産卵できる状況ではありません。

去年、知内川では、水産多面的事業を活用して、アユが卵を産みやすい状況を作る取組が行われ、良い結果が得られました。そのような新たな取組を行い、産卵に適した場づくりを行うようなことはあまり進められていないのですか。

吉岡課長補佐 水産多面的事業では姉川と知内川と田川の3河川で取り組んでいます。現時点では水がないため実施できていませんが、水が出た後に実施していただくことになっています。

森委員 重機を使うのですか。

吉岡課長補佐 重機を使う、重機後に人が均す、人力で行う、箇所に応じて異なります。重機が入れる場所では基本的に重機で行っていただきます。

森委員 重機はリースですか。

吉岡課長補佐 リースです。

森委員 河床耕うんが重要だということは分かっていますが、犬上川では砂利が琵琶湖に流出してしまっており、残っているのは泥と泥の塊。砂が残っていません。ひどいことになっています。すごい大雨でもないと改善は難しいと思います。中途半端に重機を入れても砂が出てこないと思います。

水産課で良い重機を整備し、河川を順番に回るなど、何らかの方法を考えないといけないと思います。

谷口会長 他に御意見等ございますか。

河島委員 人工河川の運用に関して、去年1週間遅らせて成果があったのに、12月のエリ漁のためにまた早めるとのことですが、単年度で対

応を変えると中長期的に正確なデータが取れなくなるのではないかと疑問に思います。

酒井課長

これまでの人工河川の運用は、12月のエリ漁解禁までに漁獲サイズに育つように、なるべく早く、9月中旬頃にふ化させることを目標に親の成熟をコントロールして運用してきました。

令和6年度は、資源が少ない中で、補正予算を組んで、より多くの親アユを放流して9月中旬にたくさんの仔魚が生まれたのですが、12月になっても漁獲に跳ね返りませんでした。アユの生まれた日を解析したところ、9月生まれのものが生き残っていない可能性が高いということが分かりました。

このことを踏まえて昨年度の運用では、1週間遅らせてふ化させるように見直しを行いました。その結果、仔魚が生まれたタイミングの水温は3℃低く、流下の時期の琵琶湖のプランクトン量も問題なく、遅らせたことがうまくいったと考えています。今後もそのような運用でいいのかどうか確認しながら、データを取って検証していこうということを今年から行っています。

河島委員

今年の天然親魚の量や天然産卵量を見て初めて、昨年したことのデータが取れると思います。そこに至るまでに運用を変えてしまうと、迷宮入りしてしまうのではないかと心配しています。

酒井課長

今年からしようとしていることは、安曇川人工河川のすぐ沖で人工河川生まれの仔魚を採集して、どの層にいるのか、どうやって琵琶湖内で広がっていくのか、あるいはその時の成長はどうかということ、水温や餌の量も含めて同時に調査しながら、いつ頃ふ化させたら生き残りがいいのか、成長がいいのか、そこを追跡調査することで、人工河川の運用としての最適化を図っていきたいということです。

河島委員

人工河川の運用上、何を最も大事にされているのですか。

酒井課長

12月にエリ漁が解禁します。解禁当初は1番需要が高い、取引価格が高いわけですから、そこをしっかりと獲れるようにしていく。その時期に生まれたアユは、その後、川に早く上るアユです。重要なアユを確保するために人工河川の運用をしています。

以前からそのような運用をしていたのですが、水温の上昇など琵

琵琶湖の環境が変わってきて、今までと同じことをしていても同じような効果が得られない可能性が高まってきたので、運用の仕方の見直しをしたい。それをするにあたっては、しっかりデータを取りながら、検証しながらやっていくということで、今年度はあえて早い時期に人工河川で生まれさせて、成長や生き残りを確認しながら、去年やったことが本当に正しかったのか、どうしたらいいのか見極めていきたいと考えています。

河島委員

我々からすると、後手後手に見えます。こういうデータが出たらこうしますというのを、あらかじめ示してもらわないと、後付けでごまかされてるように感じます。基準が明確でないというか。例えば、今年は早くに放流して、その結果がどうなればどうすると、もう決まっているのですか。

酒井課長

根拠を得るために調査をしますので、その結果をもって今後のやり方を検討していきます。

河島委員

来年また別の所がへこんだら、そこを強化するということですか。

酒井課長

今シーズンどんな結果が出るか見てみないと、この先どこを課題としてどんな調査をすればいいのか分かりません。

河島委員

最初の質問に戻りますが、そのような局所的な対応で、中長期的に見たときに、本当にしっかりした方針でやっていけるか疑問に思います。

森委員

アユに関して、河島委員が言うような対応は難しいと思います。年魚であり、1世代をずっと見ていくことが困難だということがあります。加えて、気候変動の激しさ。毎年、琵琶湖の状態を見て人工河川の運用を見直して行かなければ、同じことをしていたのであればアユは絶えてしまうと思います。

河島委員

資源量を第一として運用するのが、1番みんなのためになると思います。

谷口委員

通常の運用、補正予算を組むこともありましたが、これではなか

なか難しいということが分かってきたので、水温やそれに伴う餌などのデータを取りながら、漁獲や遡上のデータの関係も見えていこうということかと思います。まだ緒に就いたところですが、科学的な運用になってきたということかと思います。今後、オープンに検証していくことで、河島委員の疑問にも答えていけるのではないかと思います。

河島委員 昨年、放流を遅らせて刺網など好調だったのに、なぜ元に戻すのかとの意見もあると思います。

三枝場長 人工河川の運用を元に戻すのではなく、人工河川の主体の放流は去年と同じく琵琶湖の猛暑を避けるように少し遅らせた運用をします。一方で、早い時期に琵琶湖に下らせるのが本当にダメなのか、その仔魚が餌を食べられるのか、どこに流れていくのかということ今年調査します。すなわち、ざっくり言って、人工河川の運用が2回あると思っていただいて良いと思います。1回は早い時期の実験的な放流と、もう1回は主体となる昨年と同様の遅らせた時期の放流です。

河島委員 来年は、雨量だ天候だと言い訳はやめてください。

谷口会長 仮に言い訳があったとしても、こういうデータでこういうことが分かったと説明してもらえれば納得できると思います。

森委員 早く放流するのは調査の部分だということですね。

三枝場長 そのとおりです。

森委員 去年の失敗は何だったか知りたいということですね。

河島委員 もう一年待った方がいいと思います。

森委員 今やるべきことです。

谷口会長 早くデータを集積していかなければならないと思います。

酒井課長 ここ数年、記録的猛暑と言われることが毎年続いていて、琵琶湖

の環境変化を漁業者の方々は肌身で感じていると思いますが、我々も感じずにはいられない状況になってきました。

そのような中で今までどおりのことをやっても効果が見込めないということがわかってきましたので、しっかりとデータを取って、データを取るとどういう条件の時にふ化させることが効果的なのかということが見えてくると思います。それを見極めることで今後の長期的な運用の改善につなげることを狙っています。

谷口会長

他に何かございますか。

森委員

ウナギの完全養殖がビジネスとしてできる時代が来ました。天然ウナギは供給が少なく、需要は非常に高いですが、稚ウナギを養殖業者から購入して琵琶湖に放流してもわずかな量にしかなりません。

現在、ニゴロブナやホンモロコがほぼ充足している状況になっており、その分、水産振興協会や水産試験場に暇ができているかと思っていますので、ウナギに徹底的に取り組んでもらいたいと思います。

三枝場長

ウナギは日本国民のほとんどの方が楽しみにされるほど需要があります。一方で、天然のシラスウナギには限界があり、水研センターなどが完全養殖を進めてきまして、今ようやくその芽が見えてきた状況になっています。

琵琶湖の場合は稚ウナギを買ってきて琵琶湖に放流されているのが全てでして、増産するためには放流する稚ウナギを増やすか、琵琶湖で大きく成長した限りある放流ウナギを上手に獲る取組みを進めていく必要があります。

水産試験場では、国の受託研究で、ウナギの資源管理に関する研究を始めています。それをもってウナギの漁獲が2倍、3倍になるというところまでは研究成果がつながっておりませんが、琵琶湖のウナギがしっかりと増えて漁師の方が獲ってたくさんの方に味わっていただくことを目指して研究を進めていきたいと考えています。成果が出てまいりましたら、委員会の場などでも御報告させていただけたらと思います。エールをいただいたと思っておりますので、水産試験場の方でもウナギについても手を緩めることなく研究していきたいと考えています。

谷口会長

他に無いようでしたら、第614階琵琶湖海区漁業調整委員会を終

了します。